

# 日本年金機構からのお知らせ

平成24年2月号

## ◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

### 被保険者が退職したときは届出が必要です

被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には「被保険者資格喪失届」を5日以内に提出してください。

なお、全国健康保険協会管掌健康保険に加入していた場合は、本人・家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を添付してください。

また、紛失・き損により健康保険被保険者証等を添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」の提出もしくは、資格喪失届に添付できない理由を備考欄に記入してください。

被保険者に該当しなくなった原因により、資格喪失日が異なりますので、届出の際にはご注意ください。

#### 《資格喪失原因と資格喪失日》

**原因** 退職したとき、死亡したとき ⇒ **喪失日** 事実があった日の翌日  
(例えば被保険者が3月31日付で退職または死亡した場合、資格喪失日は4月1日になります。)

※資格喪失届の備考欄に退職または死亡した年月日を記入してください。

**原因** 被保険者が70歳になったとき ⇒ **喪失日** 70歳の誕生日の前日  
(厚生年金保険の資格のみ喪失します。健康保険の資格は継続します。)

**原因** 後期高齢者医療の資格を取得したとき ⇒ **喪失日** 資格取得日

### 東日本大震災に対処するための特例措置の終了について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における厚生年金保険、健康保険、船員保険の「標準報酬月額の変更の特例」及び「保険料の免除の特例」については、平成24年2月までの措置とされています。

#### 標準報酬月額の変更の特例

特定被災区域における事業所の被保険者に係る厚生年金保険、健康保険及び船員保険の標準報酬月額について、賃金に著しく低下した月から改定ができることとされていますが、改定ができるのは平成23年3月から平成24年2月までに受けた報酬が対象となっています。

#### 保険料の免除の特例

特定被災区域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険、健康保険及び船員保険の保険料の免除ができることとされていますが、免除できるのは平成23年3月納付分(平成23年2月分保険料)から平成24年2月納付分(平成24年1月分保険料)までとなっています。

なお、保険料の免除期間が終了した以降、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付の猶予の制度もございますので、管轄の年金事務所にお早めにご相談ください。

※ これらの特例措置が終了(平成24年2月以降)しても、特例措置の期間(平成23年3月～平成24年2月)にその要件を満たしていれば対象となりますので、年金事務所にご相談ください。

※ 震災に関する特例措置等については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)「東日本大震災関連情報」をご参照ください。



日本年金機構

Japan Pension Service